

対策計画又は防災規程の作成について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、南海トラフ地震防災対策推進地域内の関係事業者は、次のとおり津波避難計画等を定めた対策計画又は防災規程を作成し、各提出先へ届出てください。

1. 南海トラフ地震防災対策推進地域について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条の規定により、沖縄県内では次の16市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）に指定されています。

名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、東村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村

2. 「対策計画」及び「防災規程」について

(1) 対策計画

法第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいいます。

(2) 防災規程

法第8条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合は、当該事項について定めた部分をいいます。

3. 対策計画及び防災規程の作成対象者（義務者）

推進地域内（津波により水深30cm以上の浸水が想定される区域に限る。）において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「政令」という。）第3条に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している事業者が作成対象者となります。（指定公共機関を除く。）

※『南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引き（以下「手引き」という。）』別紙1参照

3. 作成すべき計画

作成義務者は、「対策計画」又は「防災規程」のいずれかを作成するもので対策計画及び防災規程を重複して作成する必要はありません。

(1)「対策計画」は、(2)に該当しない事業者で、政令第3条に掲げる施設又は事業を管理、又は運営する事業者が作成します。

(2)「防災規程」は、次の法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する事業者が作成します。

- ・消防法に規定する「消防計画」又は「予防規程」
- ・火薬類取締法に規定する「危害予防規程」
- ・高圧ガス保安法に規定する「危害予防規程」
- ・ガス事業法に規定する「保安規程」
- ・電気事業法に規定する「保安規程」
- ・石油パイプライン事業法に規定する「保安規程」
- ・石油コンビナート等災害防止法に規定する「防災規程」
- ・鉄道に関する技術上の基準を定める省令に定める「実施基準」
- ・索道施設に関する技術上の基準を定める省令に定める「細則」
- ・軌道運転規則に定める「細則」
- ・海上運送法施行規則に定める「細則」

4. 計画に定めるべき事項

対策計画又は防災規程へ定める事項は、法第7条第4項の規定により津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされ、その内容は、中央防災会議が作成する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」で定められています。

※ 手引き別紙2参照

なお、防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているため、作成に当たっては、関係法令等を参照してください。

<計画作成の前提となる事項>

- (1) 津波により水深 30 c m以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- (2) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。
- (3) 広範囲にわたり強い揺れ（震度6弱以上）が想定されるが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方で、多くの人立っていることができないものであること。

5. 作成期限

推進地域の指定のあった日（平成26年3月28日）から6ヶ月以内（法第7条第2項）

新たに施設又は事業を管理又は運営する事業者については、開業前。

6. 対策計画及び防災規程の提出

(1) 提出先

ア 対策計画

都道府県知事（沖縄県知事公室防災危機管理課）

イ 防災規程

関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者

(2) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	}	知事へ提出
(イ) 計画書（正本）	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

イ 防災規程

届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等 それぞれの法令で定める部数	}	それぞれの法令で定める 提出先へ提出
(イ) 計画書 それぞれの法令で定める部数		
(ウ) 添付書類 それぞれの法令で定める部数		

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

※添付資料 手引き別紙1参照

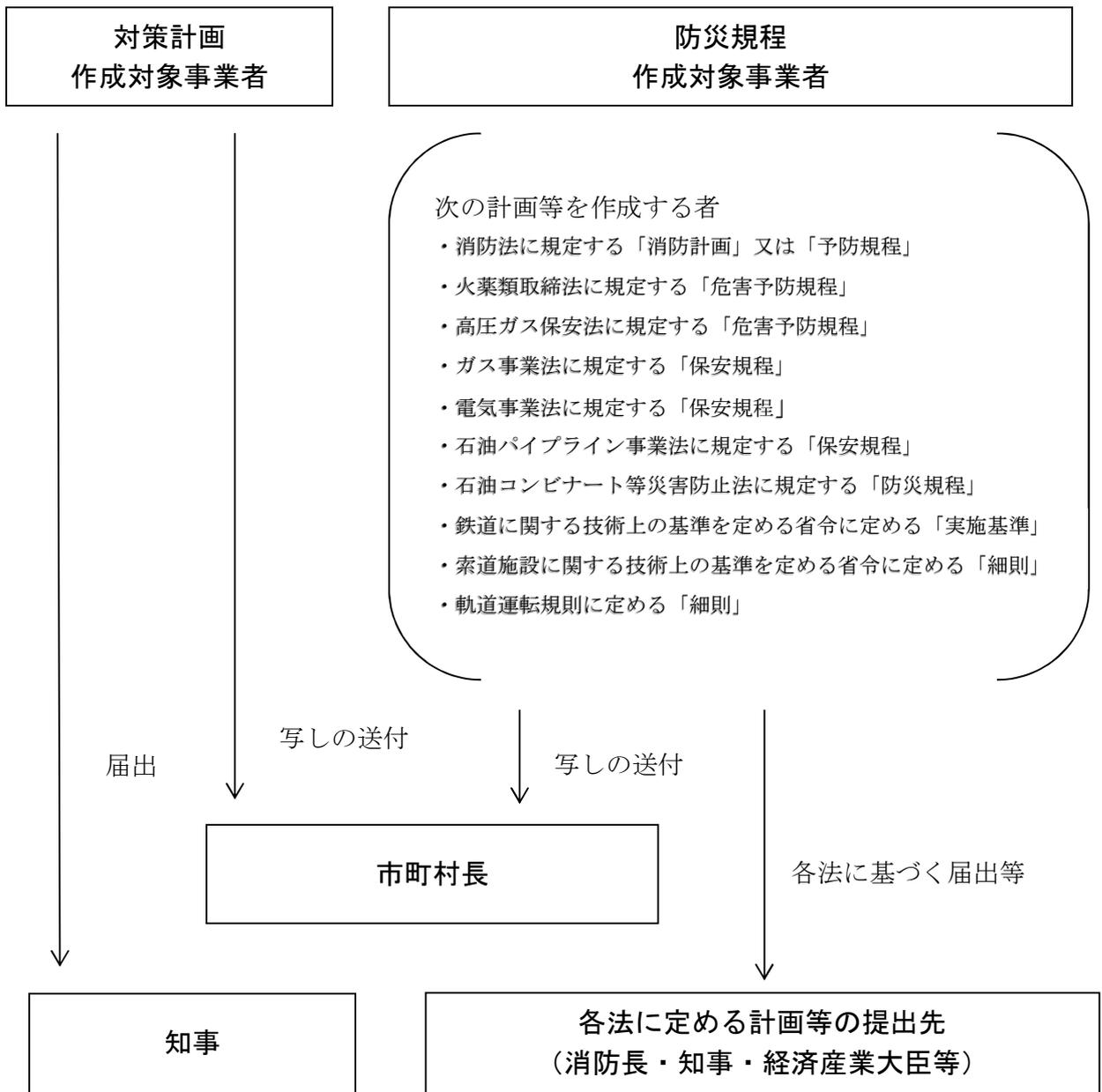
(3) 変更の届出

施設の拡大、事業内容の変更等により計画等を変更する必要がある場合には、届出をしてください。

なお、防災規程の場合は、それぞれの法令による手続きを行ってください。

○手続きの流れ

推進地域の浸水区域内の事業者



〇〇〇〇消防計画【予防規程、防災規程】

第〇節 南海トラフ地震対策

(目的)

第〇条 この計画【規程】は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第〇条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第〇条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- 四 従業員を〇〇（例えば「〇号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
- 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第〇条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第〇条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

- 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第〇条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第〇の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第〇条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この消防計画【予防規程、防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画【予防規程、防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第〇条 隊長【防火管理者、防災管理者】が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第〇条 隊長【防火管理者、防災管理者】が従業員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 四 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

六 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第〇条 隊長【防火管理者、防災管理者】が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

※1 この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。

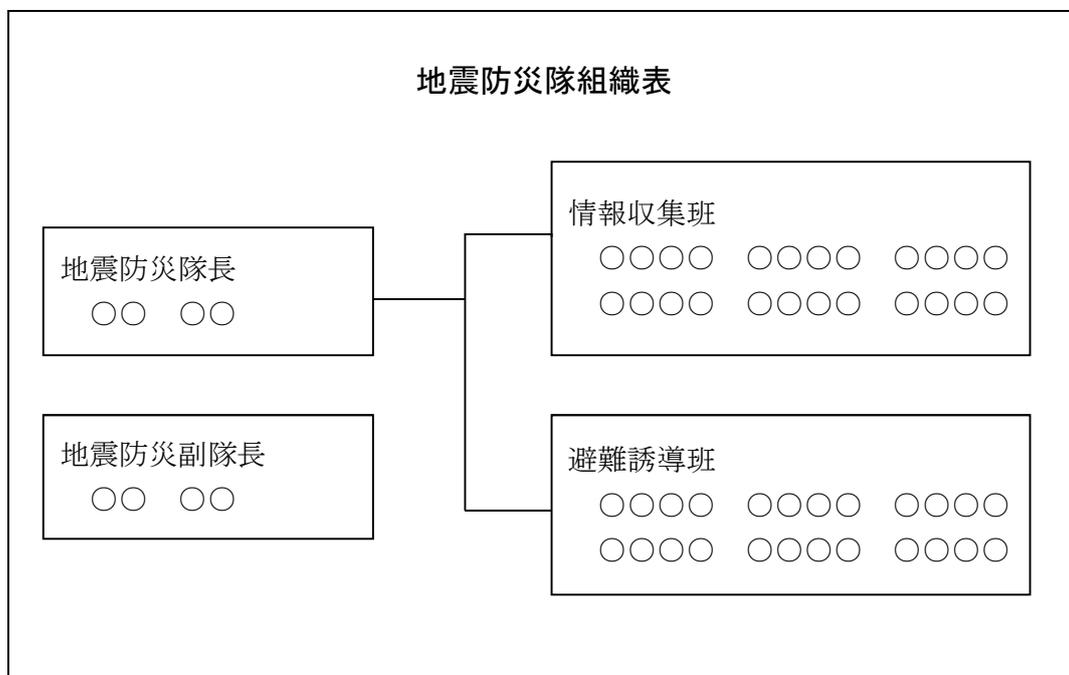
事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。

※2 本文中【 】については、当該計画・規程に基づき適切な用語を記述すること。

※3 この例にある組織等を規定するうえで、地震発災時の応急対応を考えると、なるべく既存計画（規定）に定める組織を用いた方が望ましい。

※4 予防規程の作成に当たっては、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号の 2 の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成 24 年 8 月 21 日付け消防危第 197 号）において、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する予防規程に盛り込むべき事項を取りまとめていることから、当該通知との整合性に留意されたいこと。

別表第1



地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 略 2 略 3 略
情報収集班	1 略 2 略 3 略 4 略
避難誘導班	1 略 2 略 3 略 4 略

別図第○

略

別記様式第一（第2条第1項関係）

<p>南海トラフ地震防災対策計画届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>沖縄県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所 } { 法人にあつては、主たる 事務所の所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名 } { 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p>南海トラフ地震防災対策計画を 作成 したので、南海トラフ地震に係る地震 変更 防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により届け出ます。</p>			
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第 号該当)		
施設の場合にあつては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の 名称		電話 番号

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第二（第2条第2項関係）

<p>南海トラフ地震防災対策計画送付書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市町村長 様</p> <p style="margin-left: 100px;">住所 } { 法人にあつては、主たる 事務所所在地</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名 } { 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">㊞</p> <p>南海トラフ地震防災対策計画を 作成 したので、南海トラフ地震に係る地震 変更 防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により届け出ます。</p>			
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第 号該当)		
施設の場合にあつては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連 絡 先	住 所		
	担当の 名 称	電話 番号	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第三（第2条第3項関係）

<p>南海トラフ地震防災規程送付書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 } { 法人にあっては、主たる 事務所の所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名 } { 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p>南海トラフ地震防災規程を 作成 したので、南海トラフ地震に係る地震防災 変更 したもので、南海トラフ地震に係る地震防災 対策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により届け出ます。</p>			
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第1項第 号該当)		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連 絡 先	住 所		
	担当の 名 称		電話 番号

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

＜参考＞

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）

（対策計画）

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

4 対策計画は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

（対策計画の特例）

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海

トラフ地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- 一 大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急計画(同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。)
 - 二 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条第一項若しくは第八条の二第一項(これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程
 - 三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二十八条第一項に規定する危害予防規程
 - 四 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十六条第一項に規定する危害予防規程
 - 五 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十条第一項(同法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。)に規定する保安規程
 - 六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十二条第一項に規定する保安規程
 - 七 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第二十七条第一項に規定する保安規程
 - 八 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程
 - 九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 2 南海トラフ地震防災規程(前項第一号に係るものを除く。以下この項において同じ。)を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。南海トラフ地震防災規程を変更したときも、同様とする。

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)

(対策計画を作成すべき施設又は事業)

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの(第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。)とする。

- 一 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物(同令別表第一§(五)§項ロ、§(六)§項ロ、ハ及びニ、§(七)§項、§(十二)§項、§(十三)§項ロ、§(十四)§項並びに§(十六)§項に掲げるものを除く。)及び同表§(十六の三)§項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの

- 二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一 §（一） § 項から §（四） § 項まで、 §（五） § 項イ、 §（六） § 項イ、 §（八） § 項から §（十一） § 項まで、 §（十三） § 項イ又は §（十五） § 項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表 §（五） § 項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあっては、当該用途に供されている部分を除く。）
- 三 消防法第十四条の二第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所
- 四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条の許可に係る製造所
- 五 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。）
- 六 毒物又は劇物（液体又は気体のものに限る。以下この号において同じ。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては二十トン以上、劇物にあっては二百トン以上のものに限る。）
- 七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十三条第二号の使用施設等
- 八 石油コンビナート等災害防止法第二条第六号に規定する特定事業所
- 九 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業又は旅客の運送を行う同条第五項に規定する索道事業
- 十 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る運輸事業
- 十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業
- 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）
- 十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設
- 十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定

する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム

十五 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山

十六 貯木場（港湾法第二条第五項第八号の保管施設であるものに限る。）

十七 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。）

十八 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路で地方道路公社が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道

十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業

二十一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道

二十二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業

二十三 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業

二十四 前各号に掲げる施設又は事業に係る工場等（工場、作業場又は事業場をいう。以下この号において同じ。）以外の工場等で当該工場等に勤務する者の数が千人以上のもの

（危険物等の範囲）

第四条 法第七条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げるもの（石油類、火薬類及び高圧ガス以外のものに限る。）とする。

一 消防法第二条第七項に規定する危険物

二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物

三 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質

四 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類及び同表備考第八号に規定する可燃性液体類

五 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和三十五年政令第二百二十九号）第三条第一項第五号に規定する高圧ガス以外の可燃性のガス

（対策計画に定めるべき事項）

第五条 法第七条第四項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（対策計画の届出等の手続）

第六条 法第七条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による南海トラフ地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。